

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事業名
6款 1項 2目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（青少年関係施設等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	3,925	0	0	0	0	0	3,925
今回補正額	3,925	0	0	0	0	0	3,925

【事業概要】

◆事業目的

国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化」を踏まえ、性被害防止対策について、環境整備に係る経費を計上します。

【補正概要】

国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化」を踏まえ、性被害防止対策について、整備に係る経費を計上します。

◆実施概要

対象施設：青少年関係施設等(40か所)
 実施方法：委託又は補助金交付
 実施時期：令和6年2月～7年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
環境整備経費	0	3,925	3,925	環境整備に係る経費
			0	
			0	
合 計	0	3,925	3,925	

【事業スケジュール】

委託事業

5年度	6年度
2月	4月以降
整備調整	契約締結

補助事業

5年度		6年度
2月	3月	4月以降
整備調整	申請受付	交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 2 項 1 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（地域子育て支援拠点等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	8,575	5,250	0	0	0	0	3,325
今回補正額	8,575	5,250	0	0	0	0	3,325

【事業概要】

国の補正予算を受け、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費の補助の実施。

【補正概要】

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費の補助を行います。

◆実施概要

- ・対象取組：パーテーション・簡易扉更衣室等の設置によるこどもプライバシー保護や保護者から確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策の実施。
- ・想定件数：①地域子育て支援拠点 28か所
②親と子のつどいの広場 77か所
- ・実施手法：支援金交付
- ・補助額：①1施設あたり100千円（補助割合：国1/2、都道府県等1/2）
②1施設あたり75千円（補助割合：国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4）

◆補正内容

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援にかかる事業費を補正

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
性被害防止対策事業	0	8,575	8,575	性被害防止対策事業のための補助金
合 計	0	8,575	8,575	

【事業スケジュール】

助成金支給

- 令和6年2月 各施設への説明
- 令和6年3月 申請受付
- 令和6年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（市立保育所）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	5,600	2,800	0	0	0	0	2,800
今回補正額	5,600	2,800	0	0	0	0	2,800

【事業概要】

国の「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援」（令和5年補正予算 令和5年11月29日可決）を踏まえ、支援内容（保育の実践記録等）の記録のための室内カメラや子どものプライバシー保護のためのパーテーション等を設置します。

【補正概要】

令和5年7月にとりまとめが行われた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」において、保育所等における性被害防止に係る設備等支援が取組として挙げられています。これを受け、国の補正予算により当該支援事業について予算化されたことに伴い、こどもの人権やプライバシーを守るために、支援内容（保育の実践記録等）の記録用の室内カメラやパーテーション等を設置します。

◆実施概要

- ・対象施設 : 市立保育所
- ・対象事業所数 : 56園（令和6年度施設数）
- ・補助割合 : 国1/2、市1/2（直接補助） ※1施設あたり上限100千円
- ・実施時期 : 令和6年2月～7年3月
- ・積算 : 56園×100千円

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
パーテーション等設置委託費	0	5,600	5,600	56園×100千円
合 計	0	5,600	5,600	

【事業スケジュール】

5 年 度		6 年 度		
2 月	3 月	4 月	…	3 月
設計書作成等	委託契約締結			設置完了

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（認可外保育施設等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	29,850	19,900	0	0	0	0	9,950
今回補正額	29,850	19,900	0	0	0	0	9,950

【事業概要】

◆事業目的

保育所等におけるパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、カメラ等による支援内容（保育の実践記録等）の記録のための備品購入費用等の補助を行います。

◆根拠法令等

性被害等防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱（仮称）

【補正概要】

令和 5 年 7 月にとりまとめが行われた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」において、保育所等における性被害防止に係る設備等支援が取組として挙げられています。これを受け、国の補正予算により当該支援事業について予算化されたことに伴い、本市においても新たな補助事業を設けます。

◆実施概要

- ・対象施設：①児童福祉法第59条の規定に基づいて適正に届出をしている認可外保育施設
 - ②横浜保育室
 - ③病児保育事業
- ・対象施設数：①361施設
 - ②12施設
 - ③25施設
- ・補助額：1施設あたり75千円（上限）
 - ※補助率3/4
- ・実施時期：令和 6 年 2 月～令和 7 年 3 月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
環境整備補助	0	29,850	29,850	環境整備費用の補助 398施設×75千円＝29,850千円
合 計	0	29,850	29,850	

【事業スケジュール】

助成金支給

5 年度	5・6 年度
2 月	3 月～翌 3 月
施設周知・申請開始	申請受付・審査・支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 2 項 4 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（放課後児童健全育成事業所等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	89,600	59,400	0	0	0	0	30,200
今回補正額	89,600	59,400	0	0	0	0	30,200

【事業概要】

放課後児童健全育成事業所等において、パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録を通じ、設備における性被害防止対策を支援します。

【補正概要】

国の補正予算を踏まえ、放課後児童健全育成事業所に対し、性被害防止対策に係る設備等対応経費を要件に該当する市内の放課後児童健全育成事業所等に対し、性被害防止対策に係る設備等の経費を助成します。

◆実施概要

《放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、届出のみ放課後児童健全育成事業所》

- ・対象施設：放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、届出のみ放課後児童健全育成事業所
- ・対象事業所数：337事業所（放課後キッズクラブ）、232事業所（放課後児童クラブ）、6事業所（届出のみ放課後児童健全育成事業所）
- ・対象支援の単位数：1,188単位
- ・実施手法：補助金交付
- ・補助基準額：100,000円/1単位あたり
- ・補助割合：国1/2、市1/4、事業者1/4

《特別支援学校はまっ子ふれあいスクール》

- ・対象施設：特別支援学校はまっ子ふれあいスクール
- ・対象事業所数：5事業所
- ・実施手法：委託
- ・委託料：100,000円/1事業所あたり

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
放課後児童健全育成事業所等におけるこどもの人権を守るための環境整備に係る設備等支援事業	0	89,600	89,600	放課後児童健全育成事業所等の性被害防止対策に係る設備等について、国の基準に基づき、助成
			0	
			0	
合 計	0	89,600	89,600	

【事業スケジュール】

《放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、届出のみ放課後児童健全育成事業所》

- 令和6年2月 事業所への説明
- 令和6年3月 申請受付
- 令和6年4月以降 交付決定・補助金交付

《特別支援学校はまっ子ふれあいスクール》

- 令和6年2月 事業所への説明
- 令和6年4月以降 契約

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 2 項 5 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（民間認可保育所等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	85,350	56,900	0	0	0	0	28,450
今回補正額	85,350	56,900	0	0	0	0	28,450

【事業概要】

保育所等における性被害を含む児童虐待防止を目的に、下記対象施設に対して、必要な備品購入費等の補助を行います。

◆根拠法令等

性被害等防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱（仮称）

◆事業目的

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じて、性被害を含む児童虐待防止対策を行うことにより、利用児童の処遇向上を図ります。

【補正概要】

令和5年7月にとりまとめが行われた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」において、保育所等における性被害防止に係る設備等支援が取組として挙げられています。これを受け、国の補正予算により当該支援事業について予算化されたことに伴い、本市においても、保育所等における性被害を含む児童虐待防止に係る設備等支援を行う新たな補助事業を設けます。

◆実施概要

- ・対象施設：①認可保育所 ②地域型保育事業 ③認定こども園
- ・対象施設数：①807施設 ②264施設 ③67施設
- ・補助額：1施設あたり75千円（上限） ※補助率3/4
- ・実施時期：令和6年2月～令和7年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
性被害防止対策に係る設備等支援	0	85,350	85,350	保育所等における性被害防止対策に係る設備等の費用補助
合 計	0	85,350	85,350	

【事業スケジュール】

助成金支給

5 年度	5・6 年度
2 月	3 月～翌3 月
施設周知・申請開始	申請受付・審査・支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事業名
6款3項1目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（児童養護施設等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	4,500	3,000	0	0	0	0	1,500
今回補正額	4,500	3,000	0	0	0	0	1,500

【事業概要】

国の補正予算を踏まえ、こどもの性被害を防止し、こども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現するために、市内の児童養護施設等に対し性被害防止対策を目的としたパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置を補助します。

【補正概要】

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置により、施設における性被害防止対策を支援します。

◆実施概要

【対象施設】

(民間施設60施設)：児童養護施設(10施設)、児童自立支援施設(1施設)、母子生活支援施設(7施設)、乳児院(3施設)、児童心理治療施設(1施設)、自立援助ホーム(8施設)、ファミリーホーム(8施設)、子育て短期支援事業を行う事業所(22施設) (すべて市内)

【対象施設数】：約60施設

【補助基準額】1施設あたり100,000円 【補助割合】国1/2、本市1/4、事業者1/4

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援	0	4,500	4,500	性被害防止対策に必要な備品の購入にかかる費用の補助
			0	
			0	
合 計	0	4,500	4,500	

【事業スケジュール】

令和6年2月～3月 各施設への説明
令和6年4月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 1 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（障害児入所支援）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	600	400	0	0	0	0	200
今回補正額	600	400	0	0	0	0	200

【事業概要】

国の補正予算を受け、すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策をすることを目的とし、補助を行います。

【補正概要】

国の実施要綱に基づき、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る費用の一部を補助します。

◆実施概要

- ・対象施設：8施設
- ・補助基準額：1施設あたり100千円（補助率 国1/2、市1/4、事業者1/4）

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	審査額C	補正後現計 A+C	説 明
①防犯カメラ設置補助	0	600	600	600	防犯カメラ等、性被害防止のための対策について、国の基準に基づき、補助
合 計	0	600	600	600	

【事業スケジュール】

- 令和 6 年 2 月 事業所への説明
- 令和 6 年 2 月～ 申請受付
- 令和 6 年 3 月～ 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 2 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（障害児通所支援等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	67,125	44,550	0	0	0	0	22,575
今回補正額	67,125	44,550	0	0	0	0	22,575

【事業概要】

国の補正予算を受け、すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策をすることを目的とし、補助を行います。

【補正概要】

国の実施要綱に基づき、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る費用の一部を補助します。

◆実施概要

- ・対象施設：障害児通所支援事業所：771か所
障害児相談支援事業所：120か所
学齢後期障害児支援事業所：4か所

- ・補助基準額：障害児通所・障害児相談事業所 1施設あたり100千円（補助率 国1/2、市1/4、事業者1/4）
学齢後期障害児支援事業所 1施設あたり100千円（補助率 市3/4、事業者1/4）

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	審査額C	補正後現計 A+C	説 明
①防犯カメラ設置補助	0	67,125	67,125	67,125	防犯カメラ等、性被害防止のための対策について、国の基準に基づき、補助
合 計	0	67,125	67,125	67,125	

【事業スケジュール】

- 令和6年2月 事業所への説明
- 令和6年2月～ 申請受付
- 令和6年3月～ 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 2 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権 を守るための環境整備事業（市町村子 ども家庭総合支援拠点）

（単位：千円）

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	1,800	900	0	0	0	0	900
今回補正額	1,800	900	0	0	0	0	900

【事業概要】

国の補正予算を踏まえ、こどもの性被害を防止し、こども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現するために、市町村子ども家庭総合支援拠点機能を有する各区役所に対し、性被害防止対策を目的としたパーテーション等の設置を行う環境整備事業を実施します。

【補正概要】

パーテーション等の設置により、区役所における性被害防止対策を実施します。

◆実施概要

【対象施設】 18区役所

【補助基準額】 1 拠点あたり100,000円 【補助割合】 国 1 / 2、本市 1 / 2

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（市町村子ども家庭総合支援拠点）	0	1,800	1,800	性被害防止対策に必要なパーテーション等の設置等
			0	
合 計	0	1,800	1,800	

【事業スケジュール】

令和 6 年 2 月～3 月 各区との調整・説明等

令和 6 年 4 月以降 実施

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 5 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（公立児童養護施設等）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	300	150	0	0	0	0	150
今回補正額	300	150	0	0	0	0	150

【事業概要】

国の補正予算を踏まえ、こどもの性被害を防止し、こども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現するために、公立の児童養護施設等が性被害防止対策を目的としたパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置を委託するときの費用とします。

【補正概要】

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置により、施設における性被害防止対策を支援します。

◆実施概要

【対象施設】

(公立施設 3 施設)：児童養護施設（1 施設）、児童自立支援施設（1 施設）、母子生活支援施設（1 施設）

【補助基準額】：1 施設当たり 100,000 円 【補助割合】：国 1/2、本市 1/2

【 事業費の内訳 】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援	0	300	300	性被害防止対策に必要な備品の設置に係る委託費
			0	
			0	
合 計	0	300	300	

【 事業スケジュール 】

令和 6 年 2 月～3 月 各施設への説明
令和 6 年 4 月以降 交付決定・補助金交付

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 6 目 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業（児童相談所一時保護所）

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	0	0	0	0	0	0	0
執行見込額	400	200	0	0	0	0	200
今回補正額	400	200	0	0	0	0	200

【事業概要】

国の「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援」（令和 5 年補正予算 令和 5 年 11 月 29 日可決）を踏まえ、これを活用して児童相談所一時保護所に子どものプライバシー保護のためのパーテーション等を設置します。

【補正概要】

子どもたちのプライバシー保護の向上を図るため、児童相談所一時保護所においてパーテーション等の購入や更新を実施し、こどもの人権を守るための環境を整備します。

◆実施概要

- ・対象施設 : 中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所、北部児童相談所
- ・補助割合 : 国1/2、市1/2（直接補助） ※ 1 施設あたり上限100千円
- ・実施時期 : 令和 6 年 3 月～6 年 5 月
- ・積算 : 4 施設×100千円

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
パーテーション等の購入	0	400	400	4 施設
			0	
			0	
合 計	0	400	400	

【事業スケジュール】

契約手続：令和 6 年 3 月～6 年 4 月
設置期間：令和 6 年 4 月～6 年 5 月

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目
施設型給付費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	115,812,262	49,236,769	23,298,830	10,298,851	24,320		32,953,492
執行見込額	119,198,816	51,214,285	24,029,078	10,239,217	24,320		33,691,916
今回補正額	3,386,554	1,977,516	730,248	△ 59,634	0	0	738,424

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付・委託」を受ける施設等に対し、教育・保育の質の確保と、安定的、継続的な運営が可能となるよう、施設型給付費・委託費の支払いを行います。

【補正概要】

令和 5 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、公定価格が上げられることから、保育所等に対して、当該経費を助成するため、必要経費を増額して計上します。

- ・対象施設
「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に定める給付費等を請求する施設（988施設）
- ・対象期間
令和 5 年 4 月～6 年 3 月

【参考】

令和 5 年人事院勧告における人件費（保育士、幼稚園教諭等に係る年額）の改定率：5.2%

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①幼保連携型認定こども園	8,805,245	478,732	9,283,977	
1号認定	4,417,159	271,565	4,688,724	公定価格の引上げに伴う増
2・3号認定	4,388,086	207,167	4,595,253	公定価格の引上げに伴う増
②保育所	93,300,851	3,113,021	96,413,872	
私立	87,535,139	3,113,021	90,648,160	公定価格の引上げに伴う増
公立	5,765,712	0	5,765,712	
③幼稚園	11,259,682	▲ 278,351	10,981,331	対象児童数の減
④幼稚園型認定こども園	2,050,643	73,152	2,123,795	
1号認定	1,548,627	41,703	1,590,330	公定価格の引上げに伴う増
2・3号認定	502,016	31,449	533,465	公定価格の引上げに伴う増
⑤償還金	395,668	0	395,668	
⑥還付加算金	173	0	173	
合 計	115,812,262	3,386,554	119,198,816	

【事業スケジュール】

令和 6 年 3 月 施設からの申請受付、施設への支払い

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目
地域型保育給付費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	10,524,241	5,737,341	2,063,709	32,135			2,691,056
執行見込額	10,897,420	5,961,549	2,138,193	32,135			2,765,542
今回補正額	373,179	224,209	74,484	0	0	0	74,486

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業を通じて「地域型保育給付」を受ける事業所に対し、保育の質の確保と、安定的、継続的な運営が可能となるよう、地域型保育給付費の支払いを行います。

【補正概要】

令和 5 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、公定価格が引上げられることから、地域型保育事業所に対して、当該経費を助成するため、必要経費を増額して計上します。

- ・対象施設
「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に定める給付費等を請求する施設（264施設）
- ・対象期間
令和 5 年 4 月～6 年 3 月

【参考】

令和 5 年人事院勧告における人件費（保育士、幼稚園教諭等に係る年額）の改定率：5.2%

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
①小規模保育給付費	10,115,159	361,360	10,476,519	公定価格の引上げに伴う増
②家庭的保育給付費	270,890	5,980	276,870	公定価格の引上げに伴う増
③事業所内保育給付費	129,937	5,697	135,634	公定価格の引上げに伴う増
④居宅訪問型保育給付費	8,255	142	8,397	公定価格の引上げに伴う増
合 計	10,524,241	373,179	10,897,420	

【事業スケジュール】

令和 6 年 3 月 施設からの申請受付、施設への支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 2 項 2 目 保育・教育施設向上支援費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	32,128,534	1,621,112	255,795		61,206		30,190,421
執行見込額	32,624,255	1,621,112	255,795		61,206		30,686,142
今回補正額	495,721	0	0	0	0	0	495,721

【事業概要】

保育所、認定こども園、給付型幼稚園は、平成27年4月に開始された子ども・子育て支援新制度において特定保育・教育施設とされ、給付対象となっています。この給付費に加え、保育・教育の質の確保・向上のため、向上支援費の助成を行います。

【補正概要】

令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、公定価格が上げられることに伴い、国基準に上乗せして配置する市基準の保育士等のための職員配置加算についても、必要経費を増額して計上します。

◆実施概要

・対象施設

「横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱」に定める職員配置加算及び職員配置加算（休日）を請求する施設

・対象期間

令和5年4月～6年3月

【参考】

令和5年人事院勧告における人件費（保育士、幼稚園教諭等に係る年額）の改定率：5.2%

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
保育・教育施設向上支援費	32,128,534	495,721	32,624,255	公定価格の引上げに準じた 加算単価の増
合 計	32,128,534	495,721	32,624,255	

【事業スケジュール】

令和6年3月 施設からの申請受付、施設への支払い

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事業名
6 款 2 項 4 目
放課後キッズクラブ事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	7,703,727	2,215,159	1,891,150		140	2,000	3,595,278
執行見込額	8,387,982	2,386,413	2,062,404		140	2,000	3,937,025
今回補正額	684,255	171,254	171,254	0	0	0	341,747

【事業概要】

すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用した「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安心で快適な放課後の居場所を提供します。

- (1) 実施か所数 : 338か所
- (2) 実施対象者 : 原則として当該実施校に通学する小学1～6年生のうち、利用を希望する児童
- (3) 利用区分等 : <わくわく【区分1】(遊びの場)>
 【利用時間】(平日)放課後～16:00、(土曜日)なし、
 (学校休業日(長期休業日等))8:00～16:00までの2時間程度(祝日、年末年始を除く)

- <く>
 【利用料】 無料
 <すくすく・ゆうやけ【区分2A】(生活の場)>
 【利用時間】(平日)放課後～17:00、(土曜日)8:30～17:00、
 (学校休業日(長期休業日等))8:00～17:00

- 【利用料】 2,000円(7,8月は2,500円)
- <すくすく・ほしぞら【区分2B】(生活の場)>
 【利用時間】(平日)放課後～19:00、(土曜日)8:30～19:00、
 (学校休業日(長期休業日等))8:00～19:00
- 【利用料】 5,000円(7,8月は5,500円)

- (4) 運営主体 : 法人(NPO法人、公益財団法人、社会福祉法人、株式会社等)に補助
- (5) 受益者負担 : 留守家庭児童(すくすく)の利用料
 ※留守家庭児童以外の17時以降の一時利用は800円/回

【補正概要】

コロナ禍においては、放課後キッズクラブは「遊びの場(区分1)」を一部制限する等を行い、感染拡大防止を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、コロナ禍前の生活に戻りつつありますが、予算編成時には想定するのできなかった、大幅な登録児童数の増がありました。また、かつては児童の定員がなく、職員の配置基準が比較的少ない「遊びの場(区分1)」の登録児童が多かったのですが、近年の就労体系の変化や、コロナ禍における区分1の利用制限による影響等から、「遊びの場(区分1)」ではなく、「生活の場(区分2A・2B)」を提供する利用区分の児童が増えたため、職員の配置数に影響する支援の単位や各種加算補助の金額が増えています。

- ◆児童数及び支援の単位数
- ・令和4年度登録児童数54,975人→令和5年度登録児童数63,281人(+8,306人)
- ・令和5年度予算上の支援の単位数687単位→令和5年度運営している支援の単位数766単位(+79単位)

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
放課後キッズクラブ事業(運営)	7,635,395	684,255	8,319,650	児童数及び支援の単位数増による増
放課後キッズクラブ修繕事業	68,332	0	68,332	
合 計	7,703,727	684,255	8,387,982	

【事業スケジュール】

- 令和5年3月 当初交付申請
- 令和5年7月 執行状況報告
- 令和6年1月 執行状況報告
- 令和6年4月 実績報告

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和5年度 [こども青少年局]

事 業 名
6 款 3 項 1 目
児童福祉施設措置費

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	6,466,146	3,138,424	0	0	37,394	0	3,290,328
執行見込額	6,752,671	3,281,686	0	0	37,394	0	3,433,591
今回補正額	286,525	143,262	0	0	0	0	143,263

【事業概要】

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の措置等を行った場合に、入所後の保護または委託後の養育にかかる費用を支弁します。

【補正概要】

児童養護施設等措置費の人員費の改定等に対応した措置費を支弁します。

◆実施概要

- ・対象施設：乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業を行う事業所、小規模住居型児童養育事業を行う事業所及び里親
- ・対象事業所数：約35施設及び里親家庭約100世帯
- ・実施時期：令和5年4月～6年3月

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
児童措置費等	6,342,151	286,525	6,628,676	人員費の改定に対応する経費
基幹的職員研修	101	0	101	
社会的養護自立支援事業等	21,708	0	21,708	
医療機関等連携事業	19,537	0	19,537	
児童養護施設退所等の社会 復帰支援事業	1,069	0	1,069	
児童養護施設等体制強化事業	81,580	0	81,580	
社会的養護従事者処遇改善事業	0	0	0	
合 計	6,466,146	286,525	6,752,671	

【事業スケジュール】

通年：四半期ごとの支払・精算

4-5月：単価改正に伴う精算 7月：前年度国費実績報告 8-12月：各種認定 10-12月：単価改正

12-3月：各種認定 1-2月：国費変更交付申請 2-3月：国費受入 3月：翌年度国費申請

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [こども青少年 局]

事 業 名
6 款 3 項 2 目 障害児通所支援事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	20,405,121	10,143,340	5,069,374		2,200		5,190,207
執行見込額	21,830,068	10,854,870	5,319,183		5,000		5,651,015
今回補正額	1,424,947	711,530	249,809	0	2,800	0	460,808

【事業概要】

児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援を実施するため、給付費の支給や事業所への研修指導等を行う事業です。

【補正概要】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および、その適切な利用に関する個別の計画を作成する障害児相談支援を実施します。
当該事業所に対して利用者への提供サービスに応じて、給付費の支給を行います。
利用回数の増等に伴い、増額補正を行います。

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
障害児通所給付費等	19,757,920	1,421,101	21,179,021	事業所に対して支給する給付費
事業所向け研修等	12,176	0	12,176	
障害児相談支援給付費等	166,157	2,278	168,435	
その他	468,869	1,568	470,437	
合 計	20,405,121	1,424,947	21,830,068	

【事業スケジュール】

5 年 度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。